

**アルミ缶プレス・スチール缶プレス・破砕機から排出されるアルミ及び鉄
・焼却炉から排出される鉄・処理困難物・雑電線の処分業務委託仕様書**

- 1 処分委託物件
 - ① アルミ缶プレス
W・H・D 600mm×270mm×250 mm以下 重量 約 13 k g
 - ② スチール缶プレス
W・H・D 600mm×270mm×250 mm以下 重量 約 25 k g
 - ③ 破砕機から排出されるアルミ（スクラップ・不純物を含む）
 - ④ 破砕機から排出される鉄（スクラップ・不純物を含む）
 - ⑤ 処理困難物
 - ⑥ 雑電線
 - ⑦ 焼却炉から排出される鉄（炉鉄）
- 2 履行場所 天理市櫟本町 3246 番 1 ① ～ ⑥
 天理市岩屋町 459 番 2 ⑦
- 3 契約期限 アルミ缶プレス・スチール缶プレス・破砕機から排出されるアルミ及び鉄・
 焼却炉から排出される鉄・処理困難物・雑電線の処分業務の契約は、それ
 ぞれ契約の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。
 （現物は、契約期限までに引き取ること。）
- 4 契約方法 1 トン当りの単価契約とする。
- 5 回収方法 (1) 積載、搬出等作業の取り扱い日及び時間は、本組合職員及び施設運営事業
 者の指示に従い決定すること。ただし、月～金曜日午前 9 時 00 分から
 午後 5 時 00 分までとし、土曜日、日曜日、祝祭日及び本組合の定める
 休日は取り扱わないものとする。
 (2) 回収する現物及び量は、本組合職員及び施設運営事業者の指示による
 ものとする。
 (3) 積載及び搬出等に要する機材、人員等はすべて本施設運営事業者が準備
 することを原則としているため、本組合に一切の負担をさせないこと。
 (4) 原則として月一回は搬出すること。
- 6 計量 搬出の都度、風袋重量及び総重量を本施設の計量機で本組合職員及び施設運
 営事業者立ち会いのもと計量し、計量伝票を係員から受け取ること。
- 7 代金の収納 処分委託料の支払いについては、計量証明にもとづいて本組合へ請求する。
 ただし、委託業者からの支払は、計量証明を本組合に提出し、本組合納入
 通知書に基づき、1 ヶ月以内に指定の口座へ振り込むものとする。
- 8 その他 疑義が生じた場合は、誠意をもって協議するものとする。